

# 「人工知能と法律」研究タスクフォース2023年座談会 「生成AIを巡る現状と課題—創作物、知的財産権、医療、行政への影響」

## 「人工知能と法律」研究タスクフォース

**鳥海 不二夫** JILIS 理事 東京大学大学院 教授  
**実積 寿也** JILIS 理事 中央大学 教授  
**宍戸 常寿** JILIS 参与 東京大学大学院 教授  
**加藤 尚徳** JILIS 上席研究員 株式会社 KDDI 総合研究所

## ゲスト

**栗原 聡** 慶應義塾大学理工学部 教授  
**小島 立** 九州大学大学院 教授  
**成原 慧** 九州大学大学院 准教授  
**福島 直央** JILIS 上席研究員 ファストドクター  
執行役員 / 静岡大学情報学部客員教授

## はじめに

「人工知能と法律」研究タスクフォースでは、毎年AI（人工知能）研究者を招き、AIと法制度に関する座談会を行っている。2023年の座談会は、慶應義塾大学理工学部の栗原聡教授、九州大学大学院の小島立教授と成原慧准教授、ファストドクターの福島直央執行役員 VP of Public Policy / 公共政策部長を招き、生成AIと創作物や知的財産権、医療、行政への影響について議論を行った。

**鳥海** 「人工知能と法律」研究タスクフォース主査で東京大学の鳥海です。

**実積** 「人工知能と法律」研究タスクフォースメンバーで中央大学の実積です。

**宍戸** 「人工知能と法律」研究タスクフォースメンバーで東京大学の宍戸です。専門は憲法です。

**加藤** 「人工知能と法律」研究タスクフォースメンバーでKDDI総合研究所の加藤です。

**鳥海** 続いて今回のゲストです。

**小島** 九州大学の小島です。知的財産法や文化政策などを研究しております。

**栗原** 慶應義塾大学の栗原です。一般にはAI（人工知能）と言っていますが、自律分散や群知能の研究をしています。人工知能学会の副会長です。

**福島** ファストドクターの福島です。医療分野における生成AIをはじめとしたAI活用を考えていますので今日はその辺りの話をします。

**成原** 九州大学の成原です。研究タスクフォースの

メンバーではないのですが、ご近所ということでお呼ばれして急遽参加することになりました。専門は情報法です。

## 1. 生成AIとその創作物への影響

**鳥海** まず栗原先生から話題提供として、生成AIを使って漫画「ブラック・ジャック」の新作を生み出す「TEZUKA2023」プロジェクトの話をしてもらえますか。



**栗原** 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「人と共に進化する次世代人工知能に関する技術開発事業」の一環で、AIが人の創造性をサポートするプロジェクト「インタラクティブなストーリー型コンテンツ創作支援基盤の開発」をやっています。このNEDOプロジェクトが開始される以前ですが、2020年にまずAIを使って手塚治虫の新作マンガを作るプロジェクトとして、漫画「ばいどん」を作りました。当時はまだ米OpenAIが提供する「ChatGPT」などの生成AIが流行っていたわけではないので、使える技術を使いました。

目的はクリエイターのサポートです。Netflixなどでコンテンツが質・量ともに大量に市場に出ていますが、コンテンツを作る人達に負荷がかかりしわ寄せが行っています。中国等は圧倒的な量で制作するようになり、日本が勝てなくなっていきます。そこで、質・量ともに保ちコンテンツ制作をするのは喫緊の課題ということで、その解決のためにこのプロジェクトを始めました。当初は例えばGAN（敵対的生成ネットワーク）を使ってキャラクターを作るなどしました。

今回の「TEZUKA2023」プロジェクト概要は2023年6月12日に発表しました。生成AIを活用して漫画のシナリオを制作します。手塚プロダクションと一緒にやっています。

具体的には、プロンプト（指示文）エンジニアリングのサポートです。今でもChatGPTにプロンプトを入力してシナリオを書いてもらうことはできますが、プロの作家のレベルには遠く及んでいないのが

現状です。

僕らがやりたいのは、映画でも小説でも、プロのクリエイターが商用に足るレベルのものを量産できるようにすることです。そのために、AIがどれくらいサポートとして使えるのか、ツールとして使えるのかということを目指しています。

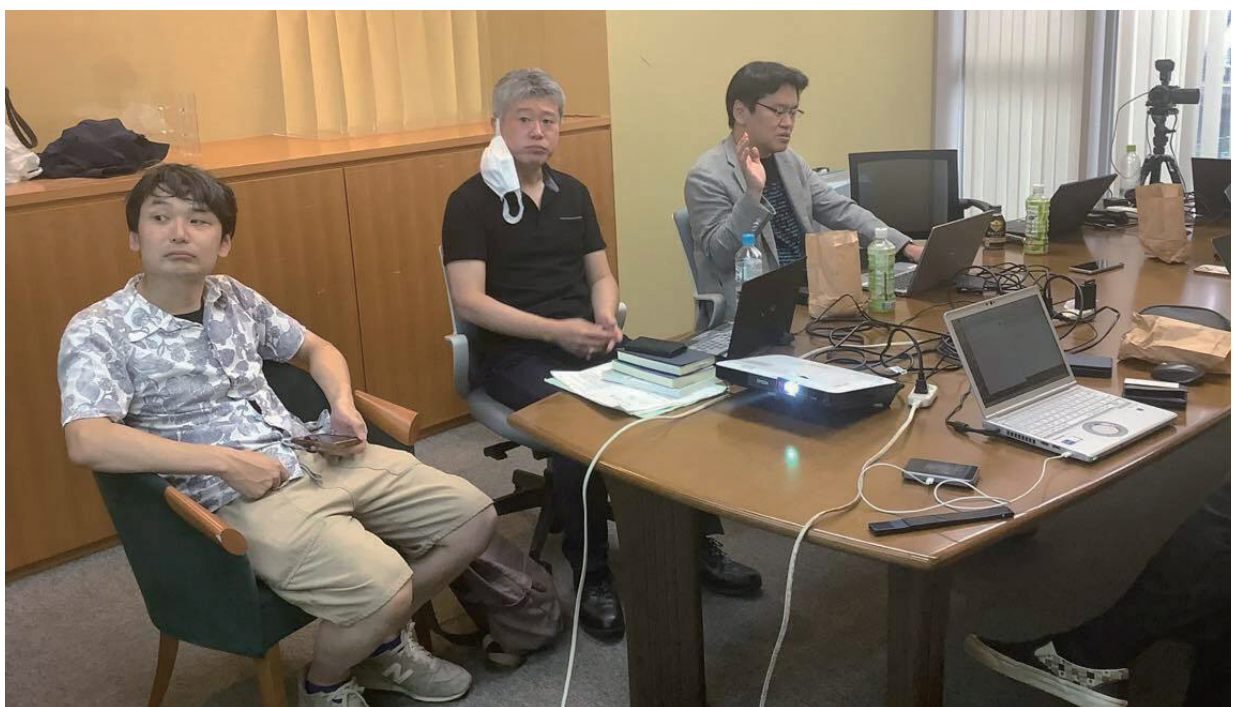
OpenAIが提供する大規模言語モデル「GPT-4」と、独自で開発したプロンプト生成エンジンを使ってプロット（筋書き）を作ります。例えば、ブラック・ジャックがアトムと出会うシーンがあるとしたら、GPT-4を活用してこのシーンを膨らませるためのプロンプト作成をサポートします。

プロンプト生成エンジンは、ブラック・ジャックの世界観に基づいたプロットを作るためのプロンプトを、インタラクティブな操作によって作るためのAIエンジンです。クリエイターが作りたいプロットのキーワードやキャラクター設定、関係性などを入力しインタラクティブにやり取りする中で、GPT-4に入力するプロンプトを完成させていきます。

GPT-4の出力に対してクリエイターがインタラクティブにやり取りをしていくもので、人の創造性がAIと共進化していくモデルとして考えています。

気になるのが知的財産権の課題です。まず生成するコンテンツです。今回僕らは手塚治虫さんの作品を作りますが、手塚プロダクションと一緒にやっているんで、問題なくできました。またシナリオ作成やキャラクター生成の技術については、模倣されないように非公開にしています。

**実積** NEDOのプロジェクトとして国費やっているも



のアウトプットですが、ずっと非公開にするのですか？

**栗原** ツール自体はアプリケーションとして公開して、誰でも使ってもらえる形にします。ソースコードなどは公開する義務はないです。また第三者が使用する場合は、ライセンス料を頂く形になります。

**鳥海** 今回のツールの出力は、予想できるレベルのものでしょうか。

**栗原** 難しいところです。(GPT-4の背景にあるモデルである)「Transformer」は入力した文字に対しての予測をするものです。ただ物語の描写は「親子の愛情の物語」などメタな背景がありますよね。それらを反映するために試行錯誤しています。

**小島** 著作権法的には、「親子の愛情」は、著作物の保護対象である「表現」ではなく、「アイデア」と思われますが、それを具体的な表現のレベルに落とし込むところに相当工夫をしているということなんですね。

**栗原** そうですね。

## 2. 生成AIを使った創作と著作権の問題

**鳥海** このソースコードには著作権は発生しますか？

**小島** します。

**栗原** 一方、プロンプトを作るまでに人がかなり工夫しているとか、生成AIのアウトプットに対してクリエイターがさらに書き込んだりするとかで、著作権は発生すると言われます。なので、僕らとしては出力されるコンテンツには著作権は発生すると思っています。

**小島** 基本的には、生成AIによって出力されるプロセスが大事であると思っています。プロンプトが質量どのくらいあるのか、出力されたものに対して人がどのように手を加えているのかといったことです。著作権の問題は、訴訟にならないと著作権法によって保護されるかどうかの境界線がわかりません。特許のように、とりあえずこれが一応は境界線ですという形で示すことができないので、実際に訴訟になったときに、著作物であると主張したい側が、その作成プロセスを示せるような状態にしておくことが、ますます重要になってくると思います。

**栗原** 僕はすべてログを取っています。2023年11月に完成したらイベントをする予定ですが、その際にはヒストリー、機構図などを含めた作成プロセスの流れを示すことを考えています。

**鳥海** 人が手を入れないでツールだけを作って作成した場合は、大した工夫をしていないということで著作権は発生しないわけですが、例えばプロンプトを何回繰り返し入力をして生成したら、著作権が発

生することになりますか？

**小島** 何回やったら著作物になりうるかというのは、定量的には言い難いです。出力されたものに対して人がどう応答するか、その質と量も問われることになります。

**福島** 同じプロンプトを入力すると必ず同じ出力がありますか？

**栗原** Transformerは出ないんです。苦労しているのが、一旦出力して一部が気に入らないから修正するところが難しい。

**鳥海** 同じパラメーターを選択しても同じ出力は出ないんですね？

**栗原** 出てこないです。

**福島** このツールではプロンプト自体は表示しませんが、同じものが出力されないなら、表示してもよいのではないのでしょうか。

**栗原** 誰が使ってもプロンプトの完成レベルが高いようにしています。このプロンプトの作り方まで公開すると模倣される懸念があります。

**鳥海** 著作権が問題になるのはツールについてであって、出力されたシナリオについてではないのではないのでしょうか。

**加藤** ツールに加えて、プロンプト自体にも著作権が生じるということではないのでしょうか。

**穴戸** 両方あり得ますね。

**小島** プロンプトを最初に入力するところでも、著作物性は問題になりそうですよね。問題は、AIでは、そのプロセスで「何か」が介在することです。我々がツールを使う多くの場合、何らかの中間的に生成されるものがあるとしても、それは人間がコントロールしており、最終的な成果物と対応しているという理解をしてきたと思います。生成AIでは、その中間的に生成されるものの貢献度が高いので、これまでの状況が変わりうるということですよ。

**実積** なので、そこに著作権が発生しないと模倣し放題になりますよね。

**小島** そういう面はあると思います。

**栗原** そうするとプロンプトは著作物ではあるけれど、作っているのはプロンプト生成エンジンということですね。

**鳥海** プロンプト生成エンジンは、分かりやすい操作でクリエイターが入力し、その出力としてプロンプトが生成され、これは自動生成ですが著作物になるわけですね。

**小島** 「誰が権利を有する著作物か」を考えるべきではないのでしょうか。分かりやすい操作でクリエイターが入力した結果の出力は、このクリエイターが権利を有する著作物かもしれません。この要求を生成す



るプロンプトはエンジンで自動生成されるので、クリエイターの著作物と同じものとして考えるべきようにも思われます。

もっとも、プロンプトが生成される過程の貢献度が大きく、最初の入力と最終的な生成物が質的に全く違うものになるのであれば、我々の感覚からすると、更に創作的な寄与が加えられた二次的著作物だとも思えますが、その途中のプロセスが自動化されていると、その貢献は創作的寄与かという議論はあるかもしれません。

**実積** 著作権がプロンプトを作るための最初の入力にしか発生しないとすると、このツールを使って著作権なしの漫画ができますね。

**小島** 難しいのが、それらに著作権が発生するか否かが争われたときに、その立証をどうするかということだと思います。

最初に簡単な入力しかしなくとも、それなりの質のシナリオが出てくるわけですね。これまでの我々の著作権法の中では、それなりの質のものが出てくれば、それは個性的な表現であると著作物性を認めてきたことが多いはずですが、これからはそうじゃないものが世の中に増えていきます。したがって、著作権法が人間の創作的寄与を求め続けられれば、著作権法は将来的に、限られた知的成果物のみを保護するという点で、文化財保護法のようになるのではないかと指摘する論者もいます。

**加藤** 利用規約も問題になると思います。このプロンプト生成エンジンの出力の再現性が限りなくないとなると、従来の道具と同じとみなしてはいけいではないのでしょうか。

**栗原** 全くバラバラではこのシステムの意味がないので、最初にクリエイターが指定した世界観やテーマ、設定などの範囲で自由なコンテンツをつくるという制約はあります。その設定の中で、ディテールを細かく色々な話を作ります。

**矢戸** 生成AIは無限に広くて人間には追いつけきれない中で、プロンプト生成エンジンは、生成AIの可能性をクリエイターにとって意味のあるところまで縮減しているという点で、サポートしているんですね。

**栗原** そうですね。

**矢戸** 意味のある形で縮減する部分が、実は創作なのかかもしれません。

**鳥海** 縮減したものに対してそれを採用するかどうかは結局クリエイターの選択なので、最終的にはそこがクリエイター本人の著作権になり、プロンプト生成エンジンはあくまでもそれを出しているツールですね。

**矢戸** 意味のある形の縮減は、著作権とは違う形で

保護したほうが良い気がします。

**福島** 特許でしょうか。

**小島** 出願すれば、特許を取得可能なものもあるでしょうね。プロンプト生成エンジンの果たす役割やそれによって得られる効用を我々は享受しています。それに貢献した人に何らかの排他権を与えようとした場合に、知的財産権には、著作権以外にも、特許権など色々なメニューがあります。

**栗原** 同じプロジェクトで、キャラクター生成もやっています。以前はGANを使っていました。著作権的には、手塚治虫さんの絵を使っています。GANを使うと、割と似た絵が生成されます。

「お茶の水博士」のように、リアルではないけれど漫画の世界のキャラクターの画風ってありますよね。ああした誇張表現は漫画の世界では必要ですが、AIで学習するのはだいたい実際の人間の顔です。実際の人の顔は、そんなに奇抜ではありません。いかにして人の顔画像で学習したモデルを使って、奇抜な漫画の世界の出力を得るかが課題としてあります。

これも拡散モデルを使うと結構うまくできることがわかってきました。僕は「Stable Diffusion」を使っています。例えばブラック・ジャックをリアルに太らせるとか、ピノコを女らしくするとか、結構できます。これもさっきのプロンプト生成エンジンのように、仲介するAIを使います。

ところで、欧州連合（EU）では学習データに含まれる著作物の著作権の観点から、極論するとStable DiffusionやChatGPTを創作に活用した時点でアウトではないかという議論があります。今回僕はGPT-4やStable Diffusionを活用していますが、それで生成されるものがブラック・ジャック的なものでも、それが生成される過程での拡散モデルやTransformerの基になったモデルを作るにしても、他の人達のデータが学習用に入っています。これをEUでは学習用データを明示してほしいとしています。

**小島** 学習データの著作権については、日本の文化庁が見解を出していますが、学習用データを作る過程については、著作権法30条4の権利制限規定があるため、日本は相当程度自由度があると言われています。

著作物に表現された思想または感情の享受を目的としない利用行為は問題ないのですが、一方で内閣府が、これはだめと言っているものもあります。例えば、「3DCG映像作成のため風景写真から必要な情報を抽出する場合であって、元の風景写真の表現上の本質的な特徴」です。

もう1つが、著作権法30条4には「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は許されないと

いう但書きがあります。これについては、文化庁が、「情報解析用としてのライセンス市場が成り立っている著作物を、その権利制限規定によって許諾なく情報解析用に利用できるとしてしまうと著作権者の利益を不当に害する」としています。

つまり、学習データについては「享受か非享受か」と「権利者の利益を不当に害することになるかどうか」の2点が、日本では議論になっていると思います。

**加藤** EUのCopyright Directiveでは契約関係のオーバーライド規定が入っているので、今の但書きのところを除くことができる可能性があります。つまり、データをAIの学習データとして利用することができるということです。例えば、EUではエルゼビアやシュプリンガーが持っているデータベースの論文をAIの学習に使えるわけです。ところが日本ではこれは先程の但書きのために、学習データとして使えません。

**小島** 生成AIの出力結果として、学習データに用いた著作物がそのまま出てくる課題が指摘されていますが、実際そのようなことは起きるのでしょうか。

**栗原** 完全に一致したものが出力されることはないと思います。

**加藤** 出力結果はモデルにかなり依存しますが、モデルによっては、元の学習データをそのまま出力結果に返す疑惑もあると聞きました。

**鳥海** ハッキングできるパターンもあるのはたしかにそうですが、例えばGPT-4が学習したデータをそのまま取り出す事ができるかと言われたらかなり難しいと思います。

**栗原** 学習したデータをそのまま取り出すのではなく、学習したものと瓜二つのものを生成することは

あるんでしょうね。

**鳥海** 依拠性という意味では、本来ならAIが生成したもののなので、クリエイターが特定のなにかを真似したわけではないということですね。

**加藤** それが学習したデータに入ったかどうかの問題になり、入っていたとすると依拠性があると判断される余地が残ります。学習したデータに入っていないければ偶然の一致となります。

**小島** むしろGPT-4を開発したOpenAI側に問題があるとする向きが強いように思います。透明性がないと。モデルを学習する段階で著作物を使っていてそれを出力しているのなら、著作権侵害として訴えられることはありうると思います。

似たものが出てくる可能性があるとなると、ユーザーからしたら、自らが攻撃される可能性が常にあるので怖いですね。

### 3. 生成AIの医療での活用

**鳥海** ここで話題を変えて、福島さんからファストドクターの医療領域における生成AIの活用、可能性を課題について話題提供していただきます。

**福島** 弊社は時間外の救急プラットフォームを運営しています。夜間や休日に往診やオンライン診療で医療を届けるものです。

医療でのLLM（大規模言語モデル）活用の前に、多くの課題があります。1つが医師不足。2040年問題といって国民の3人に1人が高齢者になりますが、看取りをする医師も不足します。2024年から医師の働き方改革が始まり、医師の時間外労働の上限規制





が入ることで、医師の総労働時間が足りなくなります。今でも足りませんがますます不足します。また社会保障費における医療費と介護費の増大も課題です。

特に地方で専門医が不足する可能性が高いです。また、医療と福祉産業は労働生産性の低さが課題となっていて、全然改善されてきていない課題もあります。主治医の意見書の記載、診断書やカルテといったドキュメントワークが多く、それらがアナログでやっていて負担が大きくなっています。

医療でLLMをどう使うかといういくつか可能性がありますが、専門性の高い診断支援に使うのがひとつです。現状はまだですが、GPT-4を使い、「こういう症状」と入力したときに64%の症例で正しく結果を出すという論文があります。

また、音声入力からのカルテ作成やサマリ作成は結構使えそうという話もあります。音声入力すると電子カルテを自動作成するというものです。

興味深いのが、医学的質問への回答は、医師よりもAIが回答したほうが患者の共感性が高く、満足度が高いという論文もあります。

実際にAIの活用事例もありますが、例えばGoogleは医療AIチャットボットを作り、医師と同等のパフォーマンスを示すとしています。具体的には、ある症状を入力したときに、明らかな誤りを回答しないなど、専門的な知見に裏付けられた回答を示すということです。

弊社でやっている例では、日本の医師国家試験についてGPT-3と同等のモデルを使い、医学書や過去の問題を学習させ、解けるかというのをやってみました。医師国家試験は、これを選択したらだめだという禁忌問題というものもあるのですが、それもクリアして、合格点に到達しました。

また、オペレーターによる問診結果に基づき、GPT-3.5を使って病名をサジェストする取り組みをしてみました。病名候補を第1～3候補で出力させたときに、第1候補で医師と同じ結果だったものが33%、第3候補までで78%でした。第3候補までだと約8割という結果です。

**実積** 8割は正解が得られるということですが、その中には「これはそもそも病気ではない」と回答する場合もあるのですか？

**福島** その可能性はあるけれど、システムではその回答はしません。現状は病名が医師と同じ診断結果かどうかだけを見ているのですが、今後はそこも見ていると思います。

医療現場での医師不足のため、専門医でなくても診察にあたれることが求められていますが、そうし

た場合にサポートできると考えています。

そもそも医師法第17条で医療的判断をするのは医師のみとされているので、AIを診断に使うことはできません。AIは医師を支援してエンハンスするというのがAIの使い方です。

ただそうしたときに、AIシステム開発で、患者の医療データをどう使うかは課題になります。

法的な課題としては、AIシステムが医療機器に該当するかという問題もあります。医療機器に該当すると「医療機器プログラム」として申請して承認を得る必要があり使用のハードルが上がります。LLMが医療に特化すると医療機器プログラムの可能性が高くなりますが、どこまでチューニングしたら医療機器に該当するのかというのも僕らとしたら課題になります。

**穴戸** 医療分野の生成AIの話を福島さんから話題提供いただきましたが、ひとつは患者対応、もうひとつは医療業務の補助、とりわけ電子カルテへの入力ですね。ただ現状のカルテは、規格化・標準化されていないので、データを集めても機械で読めない。それがAIを使うことでカルテ作成を効率化し、機械可読性が上がり、読みやすくなりますね。

**福島** 構造化するのはあります。電子カルテか紙カルテかでだいぶ違います。電子カルテだと病名や薬名も選択肢から選ぶので、構造化した情報が入りやすいです。紙カルテだとそうはなりません。音声で入力したものをそのまま構造化してくれると本当に楽になります。

**穴戸** そう、補正ですね。患者と医師の会話も全て構造化して入力できます。

ただ生成AIを医療で使うためには、精度の問題ももちろんありますが、医師法があるので直接診断に使うわけには行きません。ただ、医師のサポートをする文房具的には使えますね。

**福島** 現状、生成AI活用の可能性はあるし、使わないより使う方が良いという話もあります。

**加藤** 2つあると思います。例えば画像診断でも、やらないことが過失になることもあります。AIを使った診断支援でも、使わずになにか間違えたときに過失を問われる場合と、医師がAIの結果を見て疑問を持ちながらもそれに従って問題が起きたときに過失を問われる場合とがあります。

**福島** 医師が使う診断支援AIではしきい値をどうするかの問題になりますが、怪しいものが全部ひっかかる方向にするのか、それを切り捨てる方向にするかが大きいです。

エンドユーザー自身が判断するためのアドバイスにAIを使う場合は、そのサービスを提供する側と公

共サービスを提供する側が優先順位を決める場合との、両方の話があります。

**実績** 今でもエンドユーザーが自身で症状を入れて、結果を出すAIはあります。それに従って問題になることもあります。

ただChatGPTのように一般サービスとしてすでにあるものは、誰でも利用できます。医師専用のChatGPTを作るべきですか？

**福島** はい、ChatGPTなのかどうかは別として、医師専用のものが良いと思います。

今回生成AIがテーマなので、生成AIでの取り組みの話をしたましたが、弊社で一番よくAIを使っているのは医師の往診の効率化のためのドライバー配置などです。

**栗原** 正しい使い方ですね。

**福島** そう、リソース効率化のところにAIが一番使っています。生成AIについては、今後みんながどう育てていくのかと、健康医療相談事業でどう使えるかです。健康医療相談は、健康相談なので、診断でもなく相談を受けるのは医師とは限りません。多くは看護師や相談員がチャットベースで受けますが、このあたりで生成AIは使われる可能性はあると思います。

## 4. 生成AIの行政での活用

**成原** 生成AIでいま私が関わっている事例としては、行政での活用があります。特に地方自治体が生成AIを活用するのは流行のようになっていて、私も福岡県での生成AIの利活用に関する検討に参加しています。

例えば、生成AIを利用して、議事録の作成、議会議答の作成、知事や市長などの挨拶文の作成、コーディング、統計データ分析の補助など様々な使い方が提案されています。ただ、生成AIは誤った回答や適切ではない回答を出力することもあるので、結局人間の職員がチェックをして最終的に判断するという方向性が多くの自治体で取られるようになっていきます。

人間がチェックすることは必要ですが、人間によるチェックにも時間とコストがかかります。もともと役所などで生成AIを使うニーズが出てきたのは、人手不足の中、職員だけで業務に対応しきれないという背景があります。そこで猫の手も借りたいと、生成AIを使いたいという声が現場から出てきていますが、結局チェックに人手がかかるのであれば、あまり生成AIを使う意味がないのではという疑問も出てきています。

これは自治体や行政機関だけでなく、民間企業でも言えることですが、間違いが許さないと考えられている行政や自治体でAIを活用する際には特に問題になりやすい点です。

**鳥海** 議事録作成や統計データ処理は、人間がやっても間違えるので、結局人間がチェックをしています。作る人とチェックする人はもともと必要なので、生成AIの利用で作る人がいなくなる分、作業量は減りませんか？

**成原** これまでも役所では誰か職員さんがドラフトを書いて、それを上司や同僚がチェックしてきたのでしょから、生成AIが最初のドラフトを作って、人間の職員がダブルチェックをするということであれば、その分の人手は減るかもしれません。

**実績** 自治体で使う生成AIは通常のChatGPTのことを指していますか？それとも別途、専用に学習させて使いますか？

**成原** それも自治体によって様々です。ChatGPTを使っている自治体もありますが、GPTをAPI（アプリケーション・プログラミング・インターフェイス）経由で用いる専用のシステムを利用する自治体も多いようです。

**福島** 自治体でAPI経由で使うのが増えているのは、自治体の専用ネットワークである「LGWAN（総合行政ネットワーク）」ではインターネット経由のサービスが使えない背景があります。

**実績** 自治体で職員が生成AIを使うためにチェックが必要というのは、何が壁になっているのでしょうか。専門用語の問題なのか、そもそもAIが生成する回答が的外れなのか？

**成原** 両方あると思います。

**実績** 専門用語の問題なら、専門用語のデータベースを学習させればよいですね。

**鳥海** 議事録作成なら、生成AIとは関係なく、音声での文字起こしの精度もあります。

**実績** 自治体での生成AI利用は、結局何が一番コアの問題ですか？

**福島** いくつかありますがそもそも個人情報を入力して良いのかという問題もあります。

また稀な例かと思いますが、ChatGPTを使って事業の仕様書を作りたいというニーズがあるのですが、ChatGPTにその事業の情報を入力すると、公表前にその事業の存在自体がOpenAIに漏洩するという懸念を持つ人もいます。

**成原** 神戸市は生成AIの活用のために情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例と情報セキュリティ対策基準を改正しました。神戸市では、生成AIの利用についてホワイトリスト方式を取っていて、

特にチャットボットのような対話型生成AIで市の情報資産を取り扱う場合には市長の許可が必要としています。

**矢野** 生成AIでの個人情報の扱いについては、個人情報保護委員会が行政機関等が生成AIを使うときの個人情報保護法上の注意点をしています。特定された利用目的のために個人情報を使うことは問題ないわけです。

**成原** 生成AIへの個人情報の入力を利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報がAIの学習などプロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で使われないという保証があれば問題ないですね。

**福島** つまり通常のクラウドサービスを使うときと同じです。当たり前のことを言っているだけです。

**矢野** 具体的に何かを使うケースを考えましょう。例えば、特定の人に対して何かの処分を行う際に生成AIを利用する場合、個人情報の入力が必要になりますよね。

**成原** 個人に対する行政処分のために生成AIを利用する際には個人情報を使うことが想定されますね。

**実積** 名前など個人情報を××××と伏せて入力すれば良いのでは。

**矢野** そのやり方はありますね。実はそれは特定の個人に対してではなく、中間的な基準を作るために生成AIを使うイメージですね。

それに対して、個人情報を入力して処分をAIに自動生成してもらうのは、生成AIというより、まさにAIに特定の個人の処分を判断をさせるイメージです。AIに自動決定をさせたいという話はこのイメージで議論されています。

**成原** 自治体では保育所の割り当て判定にAIを使うケースはすでにあります。厳密に言えば、そのために用いられているシステムをAIと言えるかどうかは微妙な点もあるのですが。

**加藤** 名前を××××としてAIを使うことは、これまでも行政機関が黒塗りをするというよくやっている方法で、何も問題のないことです。

これに対して、保育所判定のように、対象の名前や属性値が多数あり、その属性値を分析することで何かを判断する場合、名前だけを隠しても問題ないとはなりません。

**実積** ただ、そこまでのレベルでの生成AI利用を自治体でニーズがあるのでしょうか？

**成原** 私が知る限り、今のところ行政処分の判断の基礎として生成AIを活用したいというニーズはあまりないと思います。知事や市長の挨拶文の作成だとか、議会での答弁の作成などに生成AIを使いたいというニーズが現場では多いように感じます。

**鳥海** 自治体でのChatGPT利用で個人情報の問題があるという話をよく聞きますが、具体的な課題が出てきていません。

**成原** 導入前の段階ではみなさん仮想事例で話しているので、具体的な案件がそれほどあるわけではありません。ただ、市民からの問い合わせに対して生成AIを使って回答するという案も出てきているので、その際に用いる情報が個人情報に当たる可能性はあります。例えば「今こういう苦しい状況にあるので、なにか支援が受けられないか」といった問い合わせに生成AIが用いられる場合には、個人の権利利益にも影響が及ぶおそれがありますし、個人情報保護に関する問題も出てくるでしょう。

**実積** 使えるところからスモールスタートすれば良いんです。

**成原** はい、だから内部でのデータ分析などからどんどん活用するのが良いと思います。

**矢野** 業務の非本質的なところでどんどんAIを使って、本来公務員として考えてほしい企画立案などや重大な処分に注力してほしい、そのためにAIやデジタル技術を使ってほしいというのは、私が委員を務めている地方制度調査会でも、かなり強いメッセージをこれまで出しています。ただ、デジタル庁の周辺からは「もっとデジタルでやれ」と言われ、現場からは「そんなことを言われても」という感じで、板挟みになっています。

**鳥海** 自治体に関しては、そもそも生成AIがあまりにも流行り過ぎたせいでAIという言葉を使えば十分だったり、DXと言えば十分だったりするところをこれを生成AIと言ってみんなを混乱させているというのがまず最大の問題です。次に使い方もわからないけれど、使いたくない人たちが抵抗しているように見えます。

**加藤** そもそも社会的な意思として何をリスクか考えると、AI固有のリスクは確実にあると思います。生成AIあるいは生成AIが普及することによるリスクもあると同時に、人間固有の部分も含めてなんでも生成AIのリスクに入れるのはおかしくて、そこをきちんと仕分けする必要があると思います。

**成原** 生成AIのリスクと言われるものは、これまで議論してきたAIのリスクとかなりの程度重なっています。生成AI固有のリスクは、著作権など知的財産権の関係ではあるのかもしれないと思いますが、それ以外の部分ではこれまでAIガバナンスの議論の中で指摘されてきたAI一般のリスクと異なる固有のリスクが生成AIにあるかと言われると微妙なところだと思います。

**栗原** 著作権とAIの問題もそれ以前から議論はされています。その意味では、法的に全く新しくなにか



考えないといけないものが出てきたかと言われると。

**加藤** 生成AI固有の問題というより、生成AIということで一般の人が身近に使えるようになった結果、大規模だったりいろいろな形で著作権侵害が起きて、そのほうが問題ということだと思います。

**成原** これまで仮想のシミュレーション上の問題として議論してきたことが、現実の問題として顕在化したということですね。

**加藤** 日本新聞協会が「生成AIに関する共同声明」を出して著作権保護策の検討が不十分だとしていますが、機械学習の学習データに利用しやすくする著作権法改正については2017年に文化審議会著作権分科会で議論がされています。私はあの条文は予見的にキチンと考えられて作られているので、バランスも悪くないと思っています。ただ、こうして大規模化すると。

**穴戸** これまで自分たちの問題ではなかったものが自分たちの問題になったときに、この規定を見てハッと気づいたということでしょうか。

**加藤** そうですね。クリエイターも同様に不満を訴えます。

**鳥海** 現実化して、自身に問題が降ってこないと反対もしないということでしょうか。

## 5. おわりに

**栗原** 自分たちが作っているものの意味があるとAIシステムを作っていますが、1つ1つ論点をちゃんと議論して正常化されると、作る側にとっても安心して作ることができます。国民のAIリテラシーの課題も強く認識しました。ありがとうございました。

**小島** AIと著作権の問題は文化庁などで議論されていますが、栗原先生のプロジェクトの話を伺い、まだ議論が尽くされていないところがたくさんあることを知りました。貴重な機会をありがとうございました。

**福島** 医療での話題提供をさせていただきましたが、生成AIの活用範囲、どこまで使えて使えないか、法規制などがまだはっきりしていない部分があることを感じました。ありがとうございました。

**成原** 自治体での生成AIの取り組みを紹介しましたが、鋭い突っ込みなどいただき勉強になりました。私もChatGPTを使ってブレインストーミングをすることがありますが、ChatGPTからは今日いただいたような鋭い突っ込みはなかなか得られないので、実際に生身の先生方と議論して色々打ち返していただくと気づくことが多く勉強になると改めて思いました。ありがとうございました。

**加藤** 色々お話伺って分からなかったのが、生成AI固有の問題とは何かということです。著作権法10条4があとから批判されたということに象徴されるように、その制度を作る時に議論すればよかったのに、その時差的に遅れてくるギャップをどう考えれば良いのか。制度を変えると逆効果で色々なことがなくなることもあるので、それをどう防ぐかは長い課題ですが、考えなければいけないかと思いました。ありがとうございました。

**実積** 創作の分野でも医療の分野でも、AIを活用することで従来とは全く異なる新しいサービスが生まれるわけではないようです。そのため、AIが導入されてもそれほど制度を変えなくても対応できる部分がかなり大きいと思います。つまり、基盤モデルを使いこなすための技術開発が進み、これを使って新しい産業が生まれるかもしれない状況が生まれているが、発生するかもしれない問題は、既存の著作権法などの枠組みで議論ができそうということです。その上で、新たな対処が必要な問題については、きちんとピンポイントに議論していく必要があります。「基盤モデル」「AI」「生成AI」などの一般名詞を使っているのはこれ以上議論を深めることは難しいようです。利用モデルや活用シーンを特定した上で、実際に使う場合にどうするかという具体的な議論に早く移行するべきだと感じました。

**穴戸** 実積先生がご指摘された通りなんですが、バズワードに惑わされずに具体的な問題を伺って、既存の法制度やエコシステムとの関係がどうなっているのかを突き合わせるのが大事だという、ことを、毎回この場で感じています。

法律家もバズワードに踊らされて、政策的にもバズワードを推し進めようとする人たちがこの世界にもいますが、そういうことでは結局何も前に進まないで解決しないで、EUやアメリカなどの政策の後追いをせざるを得ない結果になってきたことを反省しながら議論を重ねていくことで、私なりに頑張りたいと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

**鳥海** 皆さんありがとうございました。技術、法律、経済と色々な分野の人たちが集まって話すと色々な論点が出てきて、我々だけだと出てこない論点がありますし、お互い理解が深まるのはよい機会だと思います。

法律、経済、技術の問題だけでなく、社会的な問題をすごくはらんできていて、1つ1つの分野で対応ということではなく、色々なところが融合しながらお互い相互理解を深めていく必要があるということが改めて示されたのではないかと思います。今日はありがとうございました。



左から加藤先生、実積先生、鳥海先生、成原先生、栗原先生、小島先生、福島氏、穴戸先生